

【7】避難誘導班の役割

避難誘導班は、自主防災会内において、地震をはじめとする災害が起こり、区内において、緊急に避難する必要があると判断、又は予測された場合、避難を要する区民を安全な場所に避難させる。

又、必要に応じて「**避難行動要支援者**」の避難を支援する。

1. 避難誘導班の構成

部長(1名)、副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3～4)で構成する。

2. 避難誘導班の役割

2-1 避難誘導班の平常時の役割

(1) 区内の一次避難所、及び広域避難所などの安全点検、及び標識点検をする。

自主防災会	一次避難地	広域避難所
1・3・4・6 町内	淀川中公園	富士宮 北高等学校
2 町内	忠正寺	
8 町内	ポテト東駐車場	
5・7 町内	富士宮第4中学校正門	第4中学校

(2) 避難訓練の実施。

(3) 安全な避難経路をつくり、区民に周知する。

(4) 避難のルールを区民に周知する。

① 避難する必要のない人は、一次避難地、及び広域避難所には行かない。

② 区民が安全な場所に(最寄の駐車場、空き地)避難し、事態の状況によって、一次避難地、及び広域避難所に移動し、人員点呼すると。

③ 事態の解消により、一次避難地、及び広域避難所には行かないことも把握する。

④ 「**避難行動要支援者**」の避難を支援する。

(5) 避難誘導班の班員は、区民の第2避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)への避難誘導の役割を決めておく。

2 - 2 避難誘導班の災害時の役割

- (1) 地震などの大きな災害が発生した場合は、隣近所に避難の呼び掛けをする。
- (2) 「**避難行動要支援者**」の安否確認し、避難誘導します。
避難行動要支援者： 高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・傷病者・外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人]
- (3) 「**避難行動要支援者**」の安否確認、避難支援などが確実に出来るようにする。
- (4) 避難を指示する場合は、**広域避難所**（富士宮北高等学校・第4中学校）のどちらかに避難するかを周知する。
- (5) 一次避難地（自宅）から、「**避難行動要支援者の広域避難所**」への輸送を行う。（町内会長・避難誘導班・班長）
 詳細は、自主防災会活動 マニュアルのページ 12～16に示す。
- (6) 「**広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）**」に「**避難行動要支援者**」を確実に、避難誘導し、広域避難所の「**様式 11：避難行動要支援者台帳**」に記載し、災害対策本部に報告する。
- (6) 広域避難所（富士宮北高等学校・第4中学校）の「**避難所運営委員会**」に「**様式 11：避難行動要支援者台帳**」を報告する。
- (7) 避難誘導班、下記の行動をして下さい。
 - ① 各班毎に全戸に声をかけ、安否確認をしてください。
 - ② 怪我をしている人は、応急処置後、医療機関へ搬送してください。
 - ③ 自宅に住むことが出来ない人は、避難誘導班が第1避難地に避難誘導します。
 - ④ 自宅の被害が少なく避難の必要が無い人は、自主防災の役員に連絡の上、自宅に帰宅します。（避難所に入る人は、その場に残る）
- (8) 「**我が家は、大丈夫!**」の**黄色いハンカチ**で安否確認する。
- (9) 広域避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)に到着(グラウンド)したら、地区別・班別に人員点呼、安否確認する。
- (10) 広域避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)に到着しても、施設の安全確認がなされ、避難所として開設されるまでは、施設(校舎)内には入れません。
- (11) 広域避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)において、避難人員の点呼、人数の確認を行う。
- (12) 広域避難所(富士宮北高等学校・第4中学校)の「**避難所運営委員会**」に避難状況を災害対策本部に報告する。

淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

31年 01月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

25

3. 避難誘導班

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長			固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：

【8】自主防災会様式一覧

- (1) 被害状況報告書：様式 1
- (2) 避難状況報告書：様式 2
- (3) 区民名簿：様式 3（区が毎年、作成する区民名簿を流用する）。
- (4) 人材台帳：様式 4（現役・元の消防団員、警察官、自衛官、保険師・助産師、看護師、整体整骨師、調理士・栄養士・アマチュア無線資格者など）。
- (5) 避難行動要支援者登録台帳：様式 5
- (6) 食料・飲料水備蓄品一覧表：様式 6
- (7) 防災資機材一覧表：様式 7
- (8) 緊急時連絡先一覧表：様式 8
- (9) 救急医療用備蓄品一覧表：様式 9

【9】活動班管理規定の見直し

- (1) 定期による見直し ～ 年 1 回（5月）行う。
- (2) 臨時による見直し ～ 必要に応じて見直し（改訂）を行う。

淀橋区自主防災会
活動班管理規定

改訂日

30年 10月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

17